

用語解説

あ

新たな森林経営管理制度

適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る制度。

エリートツリー（第2世代精英樹）

地域の人工造林地において、最も成長が優れた木として選抜された「精英樹」のうち、優良なもの同士を人工交配によりかけ合わせ、その中からさらに優れた個体を選んだもの。

か

皆伐

一定範囲の樹木を一時に全部または大部分伐採する主伐の一種。

香川県産木材認証制度

県内で生産・加工された木材であることなどを証明する制度。

間伐

成長の過程で過密になった森林の立木の一部を抜き伐りして、立木の密度を調整し、樹木の成長や下層植生の生育を図る作業。

公益的機能

森林が持っている機能のうち広く一般に役立つもの。水資源の涵養や山地災害の防止、二酸化炭素の吸収源、生物多様性の保全、快適な環境を形成する機能など。

高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。主な高性能林業機械は、フェラーバンチャ、スキッド、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タローヤーダ、スイングヤーダ。

国有林

国が所有する森林のこと。大半は林野庁の管轄だが、文部科学省、財務省などが管轄するものもある。

さ

作業システム

作業システムとは、木材生産現場における、立木の伐倒、林外への搬出、トラック積み込みまでの一連の作業プロセスを対象とした、作業と機械と人の有機的な組合せ。

砂防

荒廃した箇所には砂防えん堤や護岸工といった設備をつくり、未然に土砂災害の発生を防止すること。

山地災害危険地区

山地において発生する山腹の崩壊、崩壊土砂の流出等の土砂災害、地すべりにより、公共施設または人家に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形、地質等から危険度が一定基準以上の箇所。

下刈り

植栽した苗木の生育を妨げる雑木や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間に実施。

樹冠

樹木の上部、枝や葉の集まった部分をいう。

主伐

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部または全部の伐採。

植栽

苗木を植え付けること。

除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。

針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。

人工造林

苗木の植栽、種子のまき付け、さし木等の人為的な方法により森林を造成すること。

人工林

人工造林など人の手により更新され、成立した林のこと。これに対し、自然の力により更新され、成立した林を天然林という。

森林組合

森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養および森林生産力の増進を図ることを目的として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。

森林組合には、森林所有者を組合員とする森林組合および生産森林組合のほか、森林組合を会員とする森林組合連合会有る。森林組合などの作業班員と表現する場合は、香川県森林組合連合会の作業班員を含む。

森林経営管理制度

新たな森林経営管理制度を参照

森林経営計画

「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画。

森林作業道

間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため、整備する林業機械の走行を想定した簡易な構造の道。

森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

森林施業の集約化

森林組合などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。

森林施業プランナー

所有面積が小規模な森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった森林施業計画（森林経営計画）の作成の中核を担う人材。

森林の有する多面的機能

森林は、木材の生産機能のほか、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、保健休養^{かん}の場の提供など極めて多くの多面的機能を有している。一般には、多面的機能の内、木材等の生産機能を除くものについて、公益的機能と呼ばれている。

森林病虫害等

樹木または林業種苗に損害を与える害虫や樹木の病気などをいう。マツ枯れの原因となる松くい虫をはじめ、マツケムシなどの害虫類、病原菌類、病原ウイルスのほか、林野火災なども含まれる。

森林保険

森林保険法に基づき、国立研究開発法人森林総合研究所が保険者となり、森林所有者を被保険者として、火災、気象災、噴火災により森林に発生した損害を補てんする保険。

水源の涵養（水源涵養）

森林などにおいて、土壌に雨水を貯留し、ゆっくりと流出させることで、河川に流れる水量を安定させる機能のほか、雨水が土壌に浸透・通過することにより水質を浄化する機能。

スイングヤーダ

建設用ベースマシンに集材用ウインチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集材機。（swing：回転する、yarder：集材機）

た

択伐

森林内の樹木の一部を抜き伐りする主伐の一種。

地位

土地のもつ生産力の良し悪しを5等級にランク分けしたもの。

地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表や大気の温度が追加的に上昇する現象。

治山（事業）

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図る国土保全政策の一つ。

森林法に規定する保安林の指定目的を達成するために行う保安施設事業と、地すべり等防止法に規定する保安林等の存する地域で行う地すべり防止工事等の事業をあわせたもの。

治山施設

治山事業のために設置される治山ダム、土留、水路、落石防護柵などの人工的な施設や構造物。

稚樹

種子から発芽し、ある大きさになるまでの発育段階にある幼植物をいう。

長伐期（施業）

通常的主伐林齢（例えばスギの場合35年程度）のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業。

天然下種更新

天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるめに行うもの。

天然更新

天然下種（自然に落下した種子）、ぼう芽（木の切り口から出た芽）など、主として天然力を活用して行う更新をいう。

天然稚樹

ギャップなどが形成された後に新たに発芽、成長した稚樹。

天然林

人工林を参照

ナラ枯れ

カシノナガキイムシがナラ・カシ類等の幹にせん入して、体に付着したナラ菌を樹体内に大量に持ち込むことにより、ナラ・カシ類の樹木が集団的に枯死する現象であり、樹木の伝染病。

昭和初期から被害の報告はあるが、平成 14 年度以降特に増加しており、平成 23 年 3 月末までに全国の 29 都道府県で被害の報告がある。

伐倒駆除

マツ枯れやナラ枯れ等の被害木を、被害拡大防止のために伐採し、破砕あるいは薬剤散布等を行うことにより被害木内の害虫を駆除すること。

搬出間伐

成長の過程で過密になった森林の立木の一部を抜き伐りして、立木の密度を調整し、樹木の成長や下層植生の生育を図る間伐で、伐採された木を利用目的で林外に搬出する作業。

保安林

水源の涵養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更等が規制される。

保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。

フォワーダ

玉切りした材をグラップルを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用の自走式機械。(forward: 運送する)

ぼう芽更新

樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うもの。

母樹

種子、挿し穂を採取するための木をいう。

松くい虫被害

マツノマダラカミキリにより媒介されるマツノザイセンチュウが引き起こすマツ類の樹木の集団的な枯死の現象のこと。

民有林

国有林以外をいい、個人、会社、社寺等が所有する私有林、都道府県、市町村、財産区等が所有する公有林に区分される。

利水

河川や河川に伴う遊水地、湖沼などから水を引き、その水を利用すること。河川等の整備にあたって必要とされる機能である。

林業専用道

間伐をはじめとする森林施業のため、専ら木材輸送用車両の通行等に供する恒久的施設として整備する林道。

林業労働力確保支援センター

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、事業主が一体的に行う雇用管理の改善および事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することにより、林業労働力の確保を図ることを目的として、知事の指定を受けた一般社団法人または一般財団法人。

林研グループ

森林所有者等で構成され、森林づくりの技術や経営改善、地域づくりや交流など森林・林業にかかわる活動を行う自主的なグループ。

林地開発許可制度

森林法の規定により、地域森林計画の対象となっている民有林において、1ヘクタールを超えて開発行為（土石の採掘、宅地造成等土地の形質を変更する行為）を行う場合に、あらかじめ知事の許可を義務付けている制度。許可の要件は、①災害を発生させるおそれがないこと、②水害を発生させるおそれがないこと、③水の確保に著しい支障がないこと、④環境を著しく悪化させないことの4条件である。

林地残材

立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、林地に放置された残材。

林齢

森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年を1年生とし、以降、2年生、3年生と数える。

齢級

森林の年齢を5年の幅で括ったもの。人工林は、苗木を植栽した年を1年生とし、1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級と数える。

路網

植栽や立木の伐採などの森林の整備や利活用を効率的に行うための林道、林業専用道、森林管理道、作業道などの道の総称。